

(平成 15 年度深海調査研究課題公募に関わる案)

海洋科学技術センターの調査船等を利用して
取得されるデータ/サンプル
及び成果の取扱い方針

平成 14 年 8 月

海洋科学技術センター
研究業務部

データ/サンプルの公開及び帰属の原則

海洋科学技術センター（以下、「センター」という）の調査船等を利用して得られる成果は、国民に還元されることが肝要であり、データ/サンプルも公共の物として速やかに公開することを原則とする。

得られたデータ及びサンプルは、原則としてセンターに帰属するものとする。ただし各航海に乗船し、データ及びサンプルの取得を行った研究者および、共同利用研究者（以下、「参加利用研究者」という）は、当該航海における関連のデータ及びサンプルを優先的に使用することができる。

2. 参加利用研究者の義務およびセンターの役割

参加利用研究者は、1年以内にプロポーザルに記載された観測研究分野で必要な分析、品質解析等を終了し、データ/サンプルをセンターに返却することを原則とする。

センターは、調査で得られたデータ/サンプルを適切に管理し、散逸を防ぎ、適切な手段で一般に公開する。ただし、社会的に速報性が求められるデータに関しては、利用条件を付けるなどしてセンターが公表することとする。

3. 成果の取り扱い（取得から公開開始までの期間について）

センターの調査船等を利用して観測を行った参加利用研究者は、取得されたデータ/サンプルを用いた研究の成果について、首席研究員と協議し、センターに公表の届けを提出したうえで、学会、学術雑誌等に公表することができる。その際にはセンターの調査船等を利用した旨を明示すること。その後、公表物（論文の別刷りや講演要旨等）をセンターに提出する。センターは公表された成果を公開する。

4. 工業所有権の帰属

データ/サンプルから発生した発明・考察に基づく工業所有権（特許権、実用新案権等）の帰属については原則としてセンターに帰属する。

5. データ/サンプル取扱いの流れ

(1)航海情報データ等の取扱い

首席研究員は、原則として航海終了までに、別に定めるフォーマットに基づき、航海情報データ、観測データ、インベントリー情報（データ所在情報等）をまとめ、クル・ズレポ・トに添付して、センターに提出する。

(2)データの取扱い

- a. センターの調査船等を利用して取得されたデータはセンターに提出するまでは、首席研究員が（必要に応じセンター側が補佐し）管理する。

- b. 参加利用研究者は表 1 の公開開始時期までにデータをセンターに提出する。
- c. センターは、公開開始時期までに公開できるように、必要に応じて参加利用研究者と共同でデータの品質管理を行う。
- d. 各種画像データのマスターデータは航海直後よりセンターが保管・管理し、参加利用研究者はその複製を使用することができる。
- e. 参加利用研究者はデータを第三者へ提供を行う場合には、首席研究員および、センターの了承を得ることとする。
- f. データの詳細な公開方法は、センター内におかれている情報業務委員会にて、今後検討する。

(3) サンプルの取扱い

- a. センターの調査船等を利用して取得されたサンプルは、分割可能なものについては、原則としてその半量をセンターに保管する。残りのサンプルについては、センターに提出するまでは、原則として首席研究員が（必要に応じセンター側が補佐し）管理する。
- b. 1 年が経過した後、参加利用研究者はサンプルをセンターに返却することとするが、当面の間、参加利用研究者はサンプルリスト及び、その付随情報（所在、残量等）をセンターに提出し、センターはこれらを管理する。また、サンプル自体の保管は、下記の通りとする。
 - ・センターの施設で保管可能なものは、同施設にて保管する。
 - ・同上で保管出来ないものは、各参加利用研究者が保管する。
- c. 研究・分析方法によっては、サンプルを使った追試験ができない場合がある。その場合、参加利用研究者は基本的な記載データを残し、センターはこれを管理する。
- d. 参加利用研究者はサンプルを第三者へ提供を行う場合には、首席研究員および、センターの了承を得ることとする。
- e. サンプルの詳細な公開方法は、センター内におかれている情報業務委員会にて、今後検討する。

6. 報道機関に対する公表について

センターの調査船等を利用して得られたデータ / サンプル及び成果の公表については、事前にセンターの許可を得ることとする。

表 1

センターの調査船等を利用して取得されるデータ/サンプルの公開開始時期についての指針

データの種類	公開開始時期	データの状態
・インベントリ・情報（データ、サンプル） ・クル・ズレポ・ト （公開用の要約、図表の一部を含む）	航海後 1 ヶ月以内 航海後 1 ヶ月以内	文書及び、 電子記憶媒体
・定常取得データ XBT、CTD、XCTD、船舶ADCP ＃	航海後 1 ヶ月以内 180日以内	補正前数値 補正後数値
・船上基本情報（船上LANの基本フォーマットに 取り込まれている情報：時刻、船位、船速、海上気象、 表層水温・塩分データ等）	航海後 1 ヶ月以内	補正前数値
・気象/水路業務用データ （WMO, IGOSS, IODEの取り扱いに準じる） ・船上分析、採水データ	観測直後 2年以内	補正前数値 補正後数値
・測深データ （マルチナロービームを含む。水路部へ航海直後生データを提出） ・潜航記録データ（深度、水温、方位、高度、等） ・各種画像データ（スチル写真、各種ビデオ記録）	2年以内 2年以内 航海後 1 ヶ月以内 2年以内*	補正後数値 補正後数値 補正前数値 複写物
・個別研究データ；特殊な分析、品質 化学成分 物理特殊データ 生物存在 / 活動データ 地形（水路業務法に抵触しないものにつき） 地質、地球物理データ	3年以内 3年以内 3年以内 3年以内 3年以内	補正後数値 補正後数値 補正後数値 補正後数値 補正後数値
・物理系の時系列データ 例：トライトンブイ等 水温、風速、気温、湿度、大気圧 ＃ 塩分、流速、雨量、日射	3年以内 観測直後 2年以内 2年以内	補正後数値 補正前数値 補正後数値 補正後数値
・化学 / 生物の時系列データ セディメント・トラップ・データ	3年以内	補正後数値
サンプルの種類	公開開始時期	状態
・岩石サンプル 基本的記載データ（測点、大きさ、重量等） 分析データ等	3年以内 3年以内	文書及び、 電子記憶媒体
・堆積物サンプル 基本的記載データ（測点、粒度、色、量等） 分析データ等	3年以内 3年以内	文書及び、 電子記憶媒体
・生物サンプル 基本的記載データ（測点、大きさ、個体数、等） 分析データ等	3年以内 3年以内	文書及び、 電子記憶媒体
・海水サンプル 基本的記載データ（測点、深度、量等） 分析データ等	3年以内 3年以内	文書及び、 電子記憶媒体

・データ/サンプルの区分は、観測技術の進歩等により変更することがある。

・しかるべき理由がある場合はこれらの公開開始時期を延長できる。

*ビデオテープの音声は公開しない。